

令和3年守山市議会12月定例会提出議案

1 付議件数

専決案件	— 件	その他の案件	6 件
認定案件	— 件	諮問案件	— 件
予算案件	7 件	推薦案件	— 件
条例案件	6 件	提出案件計	19 件
人事案件	— 件	(報告案件)	1 件

提出日 令和3年11月26日

2 議案概要

【議第69号】 令和3年度守山市一般会計補正予算（第11号）

歳入歳出補正額 606,116千円 （補正後の額 31,094,954千円）

【議第70号】 令和3年度守山市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

歳入歳出補正額 792千円 （補正後の額 6,864,401千円）

【議第71号】 令和3年度守山市水道事業会計補正予算（第1号）

資本的支出額 1,366千円 （補正後の額 1,029,478千円）

【議第72号】 令和3年度守山市下水道事業会計補正予算（第1号）

収益的支出額 2,438千円 （補正後の額 2,180,639千円）

資本的支出額 702千円 （補正後の額 1,822,868千円）

【議第73号】 令和3年度守山市育英奨学事業特別会計補正予算（第1号）

歳入歳出補正額 342千円 （補正後の額 13,142千円）

【議第74号】 令和3年度守山市介護保険特別会計補正予算（第2号）

＜保険事業勘定＞

歳入歳出補正額 ▲34,116千円 （補正後の額 5,346,855千円）

＜サービス事業勘定＞

歳入歳出補正額 ▲752千円 （補正後の額 29,448千円）

【議第75号】 令和3年度守山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

歳入歳出補正額 ▲666千円 （補正後の額 934,334千円）

【議第76号】 市制施行50周年豊かな田園都市守山文化振興基金条例案

（制定概要） 市制施行50周年を契機として、豊かな田園都市の実現に向け、市民の文化振興を図ることを目的とする基金を新たに設置することに伴い、必要な条例を定めようと

するもの

- (1) 「市制施行50周年豊かな田園都市守山文化振興基金」(以下「基金」という。)を設置する。
- (2) 基金には施策の推進のため、予算で定める額を積み立てる。
- (3) 基金は、最も確実かつ有利な金融機関への預金もしくは有価証券に代えることができ、運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上し基金に編入する。
- (4) 基金は、設置目的を達成するために必要な事業の経費の財源に充てる場合のみ処分することができる。

(施行期日) 公布の日

【議第77号】 守山市使用料および手数料条例の一部を改正する条例案

(改正概要) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律および住宅の品質確保の促進等に関する法律の一部改正に伴い、審査手数料の見直し等を行うために、必要な改正を行おうとするもの

- (1) 長期優良住宅建築等計画の認定基準において、豪雨等災害リスクに係る審査の追加および他機関による長期使用構造等の確認結果を記載した評価書の添付がある場合の審査一部省略に伴い、審査手数料の改正を行う。

ア 一戸建て住宅

(ア) 床面積の合計が100㎡以内のもの

	新築	増改築	⇒		新築	増改築
評価書面 有り	15,000円	26,000円		評価書等 有り	15,000円	22,000円
評価書面 無し	45,000円	69,000円		評価書等 無し	47,000円	71,000円

(イ) 床面積の合計が100㎡を超え200㎡以内のもの

	新築	増改築	⇒		新築	増改築
評価書面 有り	23,000円	38,000円		評価書等 有り	22,000円	33,000円
評価書面 無し	67,000円	103,000円		評価書等 無し	71,000円	106,000円

(ウ) 床面積の合計が200㎡を超えるもの

	新築	増改築	⇒		新築	増改築
評価書面 有り	31,000円	52,000円		評価書等 有り	30,000円	44,000円
評価書面 無し	89,000円	138,000円		評価書等 無し	95,000円	141,000円

イ 共同住宅等(次の(ア)および(イ)を合算した額)

(ア) 建築物の床面積の合計区分

a 建築物の床面積の合計が500㎡以内のもの

	新築	増改築	⇒		新築	増改築
評価書面 有り	17,000円	26,000円		評価書等 有り	14,000円	21,000円
評価書面 無し	63,000円	94,000円		評価書等 無し	66,000円	99,000円

b 建築物の床面積の合計が500㎡を超え1,000㎡以内のもの

	新築	増改築	⇒		新築	増改築
評価書面 有り	26,000円	40,000円		評価書等 有り	22,000円	32,000円
評価書面 無し	99,000円	148,000円		評価書等 無し	105,000円	157,000円

c 建築物の床面積の合計が1,000㎡を超え3,000㎡以内のもの

	新築	増改築	⇒		新築	増改築
評価書面 有り	53,000円	80,000円		評価書等 有り	42,000円	63,000円
評価書面 無し	208,000円	311,000円		評価書等 無し	220,000円	329,000円

d 建築物の床面積の合計が3,000㎡を超え5,000㎡以内のもの

	新築	増改築	⇒		新築	増改築
評価書面 有り	80,000円	122,000円		評価書等 有り	59,000円	88,000円
評価書面 無し	363,000円	542,000円		評価書等 無し	382,000円	572,000円

e 建築物の床面積の合計が5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの

	新築	増改築	⇒		新築	増改築
評価書面 有り	118,000円	181,000円		評価書等 有り	74,000円	111,000円
評価書面 無し	634,000円	945,000円		評価書等 無し	661,000円	992,000円

f 建築物の床面積の合計が10,000㎡を超え20,000㎡以内のもの

	新築	増改築	⇒		新築	増改築
評価書面 有り	214,000円	328,000円		評価書等 有り	131,000円	196,000円
評価書面 無し	1,168,000円	1,741,000円		評価書等 無し	1,217,000円	1,824,000円

g 建築物の床面積の合計が20,000㎡を超え30,000㎡以内のもの

	新築	増改築	⇒		新築	増改築
評価書面 有り	298,000円	457,000円		評価書等 有り	174,000円	259,000円
評価書面 無し	1,692,000円	2,522,000円		評価書等 無し	1,760,000円	2,638,000円

h 建築物の床面積の合計が30,000㎡を超えるもの

	新築	増改築	⇒		新築	増改築
評価書面 有り	367,000円	563,000円		評価書等 有り	213,000円	318,000円
評価書面 無し	2,083,000円	3,105,000円		評価書等 無し	2,165,000円	3,246,000円

(イ) 認定を受けようとする住戸の床面積の合計区分

a 住戸に係る床面積の合計が500㎡以内のもの

	新築	増改築	⇒		新築	増改築
評価書面 有り	14,000円	22,000円		評価書等 有り	12,000円	18,000円

評価書面 無し	41,000円	61,000円	評価書等 無し	42,000円	63,000円
------------	---------	---------	------------	---------	---------

b 住戸に係る床面積の合計が500㎡を超え1,000㎡以内のもの

	新築	増改築	⇒		新築	増改築
評価書面 有り	24,000円	36,000円		評価書等 有り	21,000円	32,000円
評価書面 無し	67,000円	100,000円		評価書等 無し	69,000円	103,000円

c 住戸に係る床面積の合計が1,000㎡を超え3,000㎡以内のもの

	新築	増改築	⇒		新築	増改築
評価書面 有り	40,000円	62,000円		評価書等 有り	30,000円	46,000円
評価書面 無し	120,000円	179,000円		評価書等 無し	123,000円	184,000円

d 住戸に係る床面積の合計が3,000㎡を超え5,000㎡以内のもの

	新築	増改築	⇒		新築	増改築
評価書面 有り	75,000円	115,000円		評価書等 有り	57,000円	85,000円
評価書面 無し	223,000円	334,000円		評価書等 無し	229,000円	342,000円

e 住戸に係る床面積の合計が5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの

	新築	増改築	⇒		新築	増改築
評価書面 有り	125,000円	193,000円		評価書等 有り	98,000円	147,000円
評価書面 無し	370,000円	554,000円		評価書等 無し	379,000円	568,000円

f 住戸に係る床面積の合計が10,000㎡を超え20,000㎡以内のもの

	新築	増改築	⇒		新築	増改築
評価書面 有り	229,000円	352,000円		評価書等 有り	162,000円	242,000円
評価書面 無し	687,000円	1,030,000円		評価書等 無し	705,000円	1,056,000円

g 住戸に係る床面積の合計が20,000㎡を超え30,000㎡以内のもの

	新築	増改築	⇒		新築	増改築
評価書面 有り	314,000円	482,000円		評価書等 有り	199,000円	297,000円
評価書面 無し	956,000円	1,433,000円		評価書等 無し	981,000円	1,470,000円

h 住戸に係る床面積の合計が30,000㎡を超えるもの

	新築	増改築	⇒		新築	増改築
評価書面 有り	374,000円	575,000円		評価書等 有り	212,000円	317,000円
評価書面 無し	1,159,000円	1,737,000円		評価書等 無し	1,189,000円	1,782,000円

- (2) 新築の長期優良共同住宅等における敷地の開放、防災や環境等への地域貢献に応じて、1.5倍程度までの容積率の割増しに係る特例許可の申請に対する審査手数料を1件につき160,000円と定める。

- (3) 法律の一部改正に伴い、区分所有住宅に係る長期優良住宅認定の申請を簡素化するために必要な条項の整備を行う。

(施行期日) 令和4年2月20日

【議第78号】 守山市育英奨学条例の一部を改正する条例案

(改正概要) 経済的理由により就学が困難な学生を支援する育英奨学事業において、国の給付型奨学金の認定を受けた学生に対して、守山市が創設する「返還免除型奨学金」をさらに上乘せすることで、充実した学生生活を過ごすことを支援するために必要な改正を行おうとするもの

- (1) 現行の奨学金を貸与型奨学金とし、返還免除型奨学金を創設する。
- (2) 貸与型奨学金制度について次のとおり改正を行う。
 - ア 貸与型奨学金の額を月額27,000円から月額30,000円に増額する。
 - イ 奨学金の貸与を受けようとする者は、学校長の推薦調書を添えて教育委員会に願書を提出しなければならない。
- (3) 返還免除型奨学金制度を次のとおり定める。
 - ア 返還免除型奨学金を受ける学生は、次のいずれにも該当する者のうち、学業、スポーツまたは文化芸術等の成績が優秀である等、規則で定める基準に基づき選考委員会により決定する。
 - (7) 大学等に進学しようとする者または在学している者
 - (イ) 市内に3年以上住所を有する者の子等または児童養護施設入所者等
 - (ウ) 大学等における修学の支援に関する法律に定める学資の支給を受けている者
 - イ 返還免除型奨学金の額は月額30,000円とし、年2回に分けて支給する。
 - ウ ア(ウ)に規定する学資の支給が停止した場合、返還免除型奨学金の支給を停止する。また、希望により貸与型奨学金を貸与する。
 - エ 卒業後1年以内に守山市内に住所を有すること等規則で定める基準を満たす者は、申請を行い、審査を経て返還免除の決定を受けなければならない。

(施行期日等)

- (1) 施行期日 公布の日
- (2) 経過措置 施行日前に貸与が決定した奨学金の貸与額については、なお従前の例による。

【議第79号】 守山市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

(改正概要) 内閣府令が改正され、保育所等の民間事業者等が行う記録や作成等について、電磁的な手法により行うことができることとなったため、必要な改正を行おうとするもの

(施行期日) 公布の日

【議第80号】 守山市国民健康保険条例の一部を改正する条例案

(改正概要) 分娩により発症した重度脳性麻痺児とその家族の経済的負担を補償する産科医療補償制度について、補償審査基準の一部廃止による保険料の引き下げに伴い、支給額を維持するために、出産育児一時金支給額の引き上げを行おうとするもの

	出産育児一時金 支給額	加算額（産科医療補 償制度掛金相当）	総支給額
現行	404,000円	16,000円	420,000円
改正後	408,000円	12,000円	420,000円

※産科医療補償制度に加入している医療機関で出産した場合

(施行期日等)

- (1) 施行日 令和4年1月1日
- (2) 経過措置 施行日前に出産した被保険者については、なお従前の例による。

【議第81号】 守山市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例案

(改正概要) 都市計画法施行令の改正に伴い、頻発化、激甚化する自然災害による被害を未然に防ぐため、市街化調整区域のうち、一定の浸水被害が想定される区域（本市の対象は農地のみ）については開発区域に含むことができないこととする改正を行おうとするもの

(施行期日) 令和4年4月1日

【議第82号】 指定管理者の指定につき議決を求めることについて

守山市守山駅前コミュニティホールの指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議決を求めるもの

指定管理者候補者 守山商工会議所

指定期間：令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

【議第83号】 指定管理者の指定につき議決を求めることについて

守山市駅前総合案内所の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議決を求めるもの

指定管理者候補者 守山商工会議所

指定期間：令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

【議第84号】 指定管理者の指定につき議決を求めることについて

守山市高年齢者労働能力活用研修センターの指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議決を求めるもの

指定管理者候補者 公益社団法人守山市シルバー人材センター

指定期間：令和4年4月1日から令和6年3月31日まで

【議第85号】 指定管理者の指定につき議決を求めることについて

美崎公園の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議決を求めるもの

指定管理者候補者 シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社近畿支店

指定期間：令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

【議第86号】 指定管理者の指定につき議決を求めることについて

もりやま芦刈園の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議決を求めるもの

指定管理者候補者 公益社団法人守山市シルバー人材センター

指定期間：令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

【議第87号】 市道の路線の認定および廃止につき議決を求めることについて

道路法第8条第2項および第10条第3項の規定に基づき、議決を求めるもの

市道の路線の認定 38路線 路線の廃止 2路線

【報告第18号】 専決処分の報告について

令和3年7月に吉身小学校教職員用駐車場に駐車しようとした際に、道路側溝のグレーチングが相手方車両下部を損傷した物損事故に関する和解と本市が支払うべき損害賠償金の額を委任専決処分により決定したことについて、地方自治法第180条第2項の規定により報告するもの

損害賠償の額 金444,873円